平成２７年（フ）第４５４号
鹿児島県鹿児島市卸本町５番地24
破産者　株式会社堀之内
1　決定年月日　平成28年10月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第４２号
秋田県大館市釈迦内字山神社後30番地12
破産者　秋田県北生活協同組合
1　決定年月日　平成28年10月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
秋田地方裁判所大館支部

平成２６年（フ）第５５号
三重県松阪市船江町188番地の１
破産者　有限会社三重プリントシステム
1　決定年月日　平成28年10月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所松阪支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第１１０号
神奈川県小田原市蓮正寺873番地の６、破産開始決定時の住所神奈川県小田原市浜町１丁目11番４号
破産者　生沼　武夫
1　決定年月日　平成28年10月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第１４７５号
さいたま市緑区東浦和３丁目４番地33　203、旧住所さいたま市緑区東浦和７丁目２番地11　212号
破産者　川瀬　好子（旧姓村岡）
1　決定年月日　平成28年10月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１１０号
鹿児島県霧島市福山町福山792番地、開始決定時住所鹿児島市住吉町３番８号　朝日プラザ天文館東203
破産者　吉田　通章
1　決定年月日　平成28年10月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第５１２号
札幌市南区澄川６条８丁目10番５号
破産者　橋本　　晋
1　決定年月日　平成28年10月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４４９号
埼玉県入間郡毛呂山町大字毛呂本郷254番地２　県営毛呂山上宿団地１―205号
破産者　大川　久代
1　決定年月日　平成28年10月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第２５６号
神戸市北区有野台１丁目６番地　Ａ４棟104号
破産者　須田　　巖
1　決定年月日　平成28年10月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２０１号
岡山市東区南古都632番地７、開始決定時の住所奈良県香芝市磯壁６丁目611―１　ルーチェＡ203号
破産者　井溪　幸男
1　決定年月日　平成28年10月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第７９１号
広島市安佐南区緑井４丁目６番15―２―102号
破産者　山下　由香
1　決定年月日　平成28年10月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３４４号
鹿児島県鹿児島市甲突町28番22号（スカイパークマンション701号）、破産手続開始決定時の住所鹿児島県鹿児島市吉野町5774番地11
破産者　堀添　栄一
1　決定年月日　平成28年10月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第９３号
鹿児島県鹿児島市南林寺町１番11号　済生会鹿児島病院内、住民票上の住所鹿児島県鹿児島市下荒田４丁目31番16号
破産者　町田堅太郎
法定代理人成年後見人　牛ノ濵健作
1　決定年月日　平成28年10月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第２５９号
青森市大字三内字稲元108番地18　コーポサブ205号
破産者　小笠原宏美
1　決定年月日　平成28年10月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２６５号
静岡県浜松市中区板屋町612番地　メゾンセントラル402
破産者　白井　鉄男
1　決定年月日　平成28年10月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第４１号
福岡県行橋市西宮市５丁目９番４号　レオパレスメイプルリッチ115
破産者　村上　晴道
1　決定年月日　平成28年10月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係